

議案第 37 号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例

ひたちなか市手数料条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第91項」を「第92項」に改める。

別表第2に次のように加える。

92 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡以内のとき 2,700円 3,000㎡を超え20,000㎡以内のとき 5,400円 20,000㎡を超え40,000㎡以内のとき 10,800円 40,000㎡を超え70,000㎡以内のとき 21,600円 70,000㎡を超え100,000㎡以内のとき 37,800円 100,000㎡を超えるとき 54,000円
---	-------------------------------	--

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

ひたちなか市手数料条例新旧対照表

旧			新			備考
<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請によるとき (別表第2第1項から第70項まで、第73項から第78項まで及び第80項から第91項までに掲げる手数料であるときを除く。)</p> <p>(3)～(9) 略</p>			<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は、徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその職務上必要とするための申請によるとき (別表第2第1項から第70項まで、第73項から第78項まで及び第80項から第92項までに掲げる手数料であるときを除く。)</p> <p>(3)～(9) 略</p>			
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～91 略	略	略	1～91 略	略	略	
			9.2 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡以内のとき 2,700円 3,000㎡を超え20,000㎡以内のとき 5,400円 20,000㎡を超え40,000㎡以内のとき 10,800円 40,000㎡を超え70,000㎡以内のとき 21,600円 70,000㎡を超え100,000㎡以内のとき 37,800円 100,000㎡を超えるとき 54,000円	
備考 略			備考 略			